

国民健康保険料・後期高齢者医療保険料 納入通知書を郵送しました

平成27年度の国民健康保険料の納入通知書、後期高齢者医療保険料の納入通知書と特別徴収額決定通知書を郵送しました。期限内の納付にご協力をお願いします。

国民健康保険料

平成27年度国民健康保険料の納入通知書を、世帯主宛て(世帯員のみが加入している場合も同様)に郵送しました。保険料の額のほか、納付方法や納期限などをご確認ください。なお、今年度は保険料率等の改定を行いました。加入者の皆さんのご理解をお願いします。

収入がなかった方も申告を

世帯主を含めた加入者の総所得金額等の合計が一定の基準以下の場合には、保険料の一部が軽減されます。収入・所得がなかった方も、課税課(市役所1階35番窓口)または保険年金課(市役所1階5番窓口)で申告をお願いします。

納付が困難な方は

あらゆる資産の活用を図ったにもかかわらず生活が困窮し納付困難と認められる場合は、納期限の7日前までの申請で、減免を受けられる場合があります。

お早めにご相談ください。
問 保険年金課賦課係・内線 1416

後期高齢者医療保険料

平成27年度後期高齢者医療保険料の納入通知書と特別徴収額決定通知書を、被保険者(75歳以上の方)と65歳以上の一定の障害のある方宛てに郵送しました。保険料の額のほか、納付方法や納期限などをご確認ください。
問 保険年金課賦課係・内線 1406

高齢受給者証(国民健康保険)を郵送

現在お使いになっている高齢受給者証の有効期限は、7月31日(金)です。8月1日(土)から使用できる新しい高齢受給者証を7月下旬に郵送します。期限が切れた古い高齢受給者証は裁断の上、処分してください。

なお、新しい高齢受給者証の自己負担割合は、平成26年中の所得をもとに判定しますので、今までと異なる場合があります。
問 保険年金課医療給付係・内線 1402

一部負担金の減免制度と徴収猶予

国民健康保険の加入者が医療機関等の窓口で支払う自己負担額(一部負担金)には、減免制度があります。対象となるのは、災害、病気、けが、失業、そのほかの特別な事情があり、あらゆる資産の活用を図ったにもかかわらず、一時的に生活が困難と認められる方です。また、一時的に自己負担額の支払いを猶予する制度もあります。お早めにご相談ください。
問 保険年金課医療給付係・内線 1399

国民健康保険の加入・脱退などの手続きについて

勤務先や家族の健康保険に加入するなど、新たに立川市の国民健康保険以外の保険に加入した場合は、脱退するための手続きが必要で、会社等で手続きを代行することはありません。また、退職した場合など、加入している健康保険がなくなつたときは、国民健康保険に加入するための手続きが必要です。
▼ 立川市の国民健康保険を脱退する場合＝立川市の国民健康保険の保険証、新しく加入した健康保険の保険証(全員分コピー可)、印鑑▼立川市の国民健康保険に加入する場合＝加入し

「ジェネリック医薬品に関するお知らせ」 7月下旬に郵送

自己負担額の縮減が見込まれる国民健康保険被保険者の方に「ジェネリック医薬品に関するお知らせ」を郵送します。ジェネリック医薬品へのご理解と積極的な利用が、ご家庭での医療費節約と増え続ける医療費抑制の一助となりますので、ご協力をお願いします。



問 保険年金課医療費適正化担当・内線 1423

ていた健康保険の資格喪失証明書等、印鑑、運転免許証等(本人確認資料)
問 保険年金課医療給付係・内線 1402

国民健康保険・後期高齢者医療制度「限度額適用認定証」の更新

入院の場合や高額な外来診療を受ける場合は、「限度額適用(標準負担額減額)認定証」を提示すると、医療機関の窓口で支払う金額が各世帯の1か月当たりの限度額までとなつたり、入院時の食事代が減額されたりします。
現在発行されている認定証の有効期限は7月31日(金)です。8月1日(土)から有効の認定証が必要な方は、7月27日(月)以降保険証と印鑑を持って保険年金課(市役所1階)で申請してください。

● 申請が必要な方 ▼ 国民健康保険に加入していて、8月以降の使用を希望する方 ▼ 後期高齢者医療制度に加入していて認定証をお持ちでない方のうち、住民税非課税世帯に属し、8月以降の使用を希望する方
● 申請が不要な方 ▼ 70歳以上で住民税課税世帯に属する方(国民健康保険高齢受給者証や後期高齢者医療被保険者証が限度額適用認定証と同等の効果を持ちます) ▼ 後期高齢者医療制度に加入している住民税非課税世帯の方で、すでに認定証をお持ちの方(7月中に郵送します)

協働のまちづくり推進事業補助金 平成27年度補助金交付事業が決定

市は、市民活動団体等が他団体と連携して地域課題の解決に取り組むために実施する事業を支援する「協働のまちづくり推進事業補助金制度」を設けています。

平成27年度の交付事業を公開審査会で審査した結果、下表の事業に決定しました。皆さんも市民活動団体が行うまちづくり活動にぜひご参加ください。事業の詳しい内容は、協働推進課にお問い合わせください。

事業名	事業概要	団体名	交付額
オトナリat たちかわ	子ども未来センターで、誰でも参加できるフリーライブとまち歩きイベントを実施	オトナリ立川南口商店街連合会	50万円
市民の手による立川市の財政白書づくり	市民の手により、立川市の財政白書を作成し、市民を対象とした学習会などを実施	たちかわ・財政を考える会 たちかわ市民みらい会議	25万円

平成26年度交付事業

この制度を使い、平成26年度に行われた事業は全3事業。事業内容は、市ホームページに掲載するとともに、報告書を協働推進課(市役所2階49番窓口)で配布しています。

● 第Ⅲ期災害ボランティアリーダー養成講座 救護訓練や避難所立ち上げ訓練などを行い、「災害ボランティアリーダー」を育成しました。実施団体は立川市災害ボランティアネット、社会福祉法人立川市社会福祉協議会、社会福祉法人幹福社会。

● 見守りと防災の拠点をつくろう 講座の開催等を通じた、団地と周辺地域を対象とした見守り・防災の拠点づくりを実施しました。実施団体はけやき台団地自治会、けやき台団地自主防災協議会、エルロード商店会。

● オトナリatたちかわ 子ども未来センターでプロのミュージシャンによるフリーライブを開催しました。ライブ後は会場周辺の協賛店舗で食事や参加者同士の交流を楽しんでもらえるように、まち歩きイベントを実施しました。実施団体はオトナリ、立川南口商店街連合会。

問 協働推進課協働推進係・内線2627